



「命を守る弁護士」

衆議院議員(東京16区)
柴田 かつゆき



しばかつ通信 第013号(2025.1.6)

「年収の壁」問題

— 「130万円の壁」解消が大切です！ —

▶▶▶ 詳細は裏面へ



国政での活動

所属委員会：法務委員会・憲法審査会

特別国会での内閣総理大臣の選任を経て、臨時国会では主に**補正予算・政治資金規正法の改正**について審議しました。また、所属する**法務委員会**では、**裁判官・検察官の給与法に関する質問を担当しました(12月12日)**。さらに、**弁護士としての経験を買われて政治倫理審査会への応援を要請され、いわゆる「裏金議員」に対する質問も担当しました(12月18日)**。いずれも「衆議院インターネット審議中継」で録画をご覧ください。
議員連盟にも複数加入しましたので、こちらの活動内容も今後ご紹介してまいります。

地域での活動

朝の駅前でのご挨拶・しばかつ通信配布の活動に加え、**江戸川区長・副区長・区議会議員との交流、江戸川区内のイベントへの参加、労働組合等との意見交換**を行い、江戸川区政・日々の暮らし・労働における課題をお聞きすることができました。
また、区外ではありますが、**都立西高校で「死刑制度について考える」をテーマとした出張授業**を行いました。弁護士として力を入れてきたテーマのひとつでしたので、高校生にも死刑制度や日本の法制度について関心を持っていただける貴重な機会となりました。
今後は、国会見学や国政報告会などの機会を設け、地域の方々に国の政治により関心を持っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

「チームしばかつ」メンバー大募集

柴田かつゆきへの応援をぜひお待ちしております！！

- ★後援会への加入（年会費無料・イベント招待あり）
- ★ボランティアへの登録

↓ご登録はQRコードよりお願いいたします

後援会



ボランティア



公式SNS(X)



昨年、与党と国民民主党は、年収の「103万円の壁」を今年から引き上げることに合意しましたが、引き上げ後の金額について、与党は123万円・国民民主党は178万円と隔たりが大きく、今年も協議が継続されるということです。

立憲民主党も「103万円の壁」引き上げには賛成の立場ですが、「130万円の壁」がより重要との考えから、この壁を埋める法案を提出しています。

【103万円の壁(所得税の壁)】

所得税の課税が発生する年収額(基礎控除48万円+給与所得控除額55万円=103万円)が「103万円の壁」と言われています(なお働く学生の親に対する「特定扶養控除」についても「103万円の壁」がありますが、同様に引き上げられる見込みです)。国民民主党の主張どおり178万円まで「壁」を上げた場合、年収200万円では8,2万円、500万円では13,3万円、1000万円では22.8万円の減税になるとの試算が出ています。

もともと基礎控除は「最低限の生活費には課税しない」という考え方が根底にあります。今の日本では年収103万円で生活できるとは到底思えませんので、私もこの引き上げには賛成です。ただ、例えば年収が104万円になった場合、所得税が掛かるのは104-103=1万円分だけで、税額は500円・手取りは103万9500円ということになり、「壁」を超えることによって手取りが減るわけではありません。配偶者への課税という面から見ても、年収103万円を超えると「配偶者控除」の対象からは外れますが、年収150万円までは同じ金額の「配偶者特別控除」を受けられますので、配偶者の手取りも減りません。そのため所得税の「103万円の壁」は実際の手取りへの影響はそれほど大きくない、「心理的な壁」という面が強いと思います。

【106万円の壁・130万円の壁(社会保険料の壁)】

これに対して実際に手取りが減るのが、年収106万円・130万円の社会保険料の「壁」です。

配偶者に扶養されて社会保険料の支払無しで国民年金・健康保険に加入している方(「3号被保険者」)が、従業員51名以上の会社で週20時間以上働いて月給8.8万円(年収約106万円)以上になると、会社の厚生年金と健康保険に加入する「2号被保険者」になり、社会保険料の支払で年間15万円ほど手取りが減るのが「106万円の壁」です。ただ「106万円の壁」は手取りが減る代わりに老後の年金額が増える等のメリットもあります。

他方、「3号被保険者」が従業員50名以下の会社で働いて年収130万円以上になると、配偶者の扶養を外れ、国民年金・国民健康保険の保険料を自ら支払わなければならない「1号被保険者」となり、手取りが一気に年30万円ほど減ってしまうのが「130万円の壁」です。「130万円の壁」は単に手取りが減るだけで、老後の年金額が増える等のメリットもないため、この対策が最も重要です。所得税の「103万円の壁」を130万円よりも引き上げた場合には、社会保険料の「130万円の壁」の対策がさらに重要になると考えられます。

立憲民主党は社会保険料の負担による手取り減少分を給付金で補うことによって「130万円の壁」を埋める法案を提出しており、1月24日(予定)に始まる通常国会での審議を求めています。働き控えによる人手不足を解消し、皆様の手取りを増やすためにも重要な問題ですので、是非ともご注目と応援をお願いいたします。

柴田かつゆき プロフィール

1968年10月生まれ。開成中高、東大法学部卒
「困っている人を、助けたい。」との想いから弁護士を志し、今年で30年を迎える。

司法修習所刑事弁護教官、第二東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事を務めた。刑事事件の弁護人などの経験から、日本の社会保障や制度の在り方に疑問を抱くようになり、制度を作る側である国会議員を志し、2024年10月の衆議院選挙で初当選。

編集後記～スタッフKのひとりごと

あつという間に2025年となりました。みなさまはいかががお過ごしでしょうか。私は「休みができると体調を崩す」というマイジックスを見事に発揮いたしまして、しっかりと熱にうなされる寝正月となりました。

さて、2024年はチームしばかつにとっても、個人にとっても激動の1年でした。私がこうして編集後記を書いているだなんて1ミリも思っていなかったです。次の1年はどうなっていくのか、自分自身でも楽しみであると共に、やはり健康あつての毎日であるとも痛感いたします。今年も柴田さんに倣って、なるべく階段を使って移動していきたいと思えます。みなさまも健康第一でお過ごしください。本年もどうぞよろしくお願いいたします！